

# 公益財団法人全日本ボウリング協会 通報相談窓口利用案内

## 1. 目的

公益財団法人全日本ボウリング協会(以下「本協会」という。)は、ボウリング競技を行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下で競技を行う機会を確保し、ボウリング競技における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的又は個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めるため、通報相談窓口を設置する。

## 2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本協会が認定する全日本ナショナルチーム、全日本ユースナショナルチーム、ジュニア強化選手、本協会が委嘱する専門委員会委員、強化コーチ、強化スタッフ、本協会並びに加盟団体役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

## 3. 通報相談窓口

通報相談窓口を以下のとおり設置し、スポーツの場における不当な行為等に関する相談に応じる。

藤岡法律事務所 藤岡 秀樹(ふじおか ひでき) 弁護士

<連絡先> 〒107-0062 東京都港区南青山 2-2-15 ウイン青山 734 号室

電話 : 03-3478-7675 FAX : 03-3478-7865

電話対応時間 : 平日 11 時～15 時 電子メール : qqey48n79@image.ocn.ne.jp

## 4. 通報相談窓口では対応できない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 都道府県加盟団体及び全日本学生ボウリング連合内での活動に起因するもので、本協会が第三者的な立場となるもの
- (3) 個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するもの
- (4) 被通報者が、本協会が認定する全日本ナショナルチーム、全日本ユースナショナルチーム、ジュニア強化選手等に関わらず学校等教育機関内でのもの

## 5. 通報対象事項の事実調査

- (1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分な配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、通報相談窓口利用者や当該調査に協力した者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者に通知する。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。
- (4) 通報相談窓口では、必要に応じて本協会事務局や倫理委員会委員その他に支援を依頼することができる。

## 6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、本協会「通報相談処理規程」に基づく。